**秘密保持契約書**

○○（以下「甲」という）と○○（以下「乙」という）とは、秘密情報の取扱いについて、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（契約の目的）

　甲及び乙は、○○を目的として、それぞれ必要と認められる範囲において、相手方に対して秘密情報を開示する。

第２条（秘密情報の定義）

１　本契約において、「秘密情報」とは、方法を問わず、相手方により開示された業務上の一切の情報をいう。

２　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは秘密情報に該当しない。

（１）開示される以前から公知であった情報

（２）開示された後に、自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

（３）開示される以前から保有していた情報

（４）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに取得した情報

（５）相手方から書面により秘密保持義務を旨の承諾を得た情報

第３条（秘密情報の管理）

１　甲及び乙は、相手方により開示された秘密情報を、善良なる管理者の注意をもって厳重に保管、管理する。

２　甲及び乙は、相手方により開示された秘密情報を、第１条に規定する目的以外に使用してはならない。

３　甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、秘密情報の全部又は一部を複製又は複写してはならない。

第４条（秘密情報の取扱い）

　甲及び乙は、事前に相手方から承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に開示してはならない。この場合、第１条に規定する目的を遂行するために必要な範囲で開示するものとする。

第５条（秘密保持義務の例外）

　甲及び乙は、裁判所による命令、その他の法令に基づいて開示が義務付けられる場合、必要な範囲において秘密情報を開示することができる。この場合、甲及び乙は、開示する前に相手方に通知するものとする。

第６条（秘密情報の帰属）

１　本契約によって開示された秘密情報は、各開示者に帰属するものとする。

２　甲及び乙は、秘密情報の開示により、特許権、商標権、実用新案権、著作権その他のいかなる知的財産権も譲渡されるものではなく、使用許諾その他いかなる権限も与えられるものではないことを確認する。

第７条（秘密情報の返還）

甲及び乙は、本契約が終了した場合、又は相手方から要求があった場合は、相手方の指示に従い、秘密情報を返還・廃棄・消去するものとする。

第８条（損害賠償義務）

　甲及び乙は、本契約に違反したことにより、相手方に損害を与えた場合、相手方に対し損害（相手方の弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。

第９条（有効期間）

　本契約に基づく権利義務は、甲乙間の取引関係が終了した後も○年間は存続するものとする。

第１０条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき相違のある事項については、甲及び乙は、信義誠実の精神に基づく協議の上、円満に解決するものとする。

第１１条（合意管轄）

　本契約に関連する訴訟については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和○年○月○日

甲：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印